

平成28年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）

平成28年3月10日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
（工事請負変更契約の締結について（七戸町防災行政無線
設備整備工事））
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
（七戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について）
- 日程第 3 報告第 3 号 専決処分事項の報告について
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるこ
とについて）
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分事項の報告について
（工事請負変更契約の締結について（（仮称）七戸町天間
西児童センター建築工事））
- 日程第 5 議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 日程第 6 議案第20号 七戸町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第21号 七戸町上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第22号 七戸町防災行政用無線施設及び管理に関する条例の全部を
改正する条例について
- 日程第 9 議案第23号 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第10 議案第24号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第25号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第26号 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条
件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第13 議案第27号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第14 議案第28号 七戸町財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第15 議案第29号 七戸町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第30号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第31号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第32号 七戸町水道事業の余剰金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第33号 第2次七戸町長期総合計画基本構想の策定について
- 日程第20 議案第34号 七戸町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第21 議案第35号 町道路線の廃止について
- 日程第22 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第37号 工事請負変更契約の締結について（和田下橋橋梁補修工事）
- 日程第24 議案第39号 十和田地区食肉処理事務組合理約の変更について
- 日程第25 議案第1号 平成27年度七戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第26 議案第2号 平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第3号 平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第4号 平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第5号 平成27年度七戸町介護サービス事業特別事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第6号 平成27年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第7号 平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第8号 平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第9号 平成27年度七戸町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 予算審査特別委員会審査報告
- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第10号 | 平成28年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第11号 | 平成28年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第12号 | 平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第13号 | 平成28年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第14号 | 平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| 議案第16号 | 平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計予算 |

	議案第17号	平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第18号	平成28年度七戸町水道事業会計予算
日程第35	議案第38号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
遡日程第1	報告第5号	専決処分事項の報告について (公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疍清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	瀬川勇一君	支所長 (兼庶務課長)	山谷栄作君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	天間孝栄君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	木村正光君
税務課長	原田秋夫君	町民課長	町屋均君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	鳥谷部昇君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	加藤司君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君
学務課長	中野昭弘君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長)	金見勝弘君

		中央図書館長)		
世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農業委員会会長	高 田 武 志 君	
農業委員会事務局長	高 田 浩 一 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君	
監査委員事務局長	八 幡 博 光 君	選挙管理委員会委員長	古 屋 敷 満 君	
選挙管理委員会事務局長	町 屋 均 君			

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	八 幡 博 光 君	事務局 次長	原 子 保 幸 君
-------	-----------	--------	-----------

○会議録署名議員

1 番	二ツ森 英 樹 君	2 番	小 坂 義 貞 君
-----	-----------	-----	-----------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、平成28年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これより、3月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
議案審議の前に、3月9日の予算審査特別委員会における田嶋弘一委員の質問に対する
答弁について、社会生活課長より訂正の申し出がありましたので、発言を許します。
社会生活課長。

○社会生活課長（氣田雅之君） 田嶋弘一委員の七戸霊園事業特別会計予算での、退職と
なった首都圏の人が霊園を購入することができないかの御質問に対して、霊園の区画の購
入に当たって、七戸在住ということの条件がございますとお答えいたしましたが、誤りでした。
条例上の資格要件は、七戸町に住所、または本籍を有する者でなければならないと
なっております。

以上のとおり訂正させていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） 説明が終わりましたので、本件について、田嶋議員より質問があ
れば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 本件については、以上で終了します。

○日程第1 報告第12号

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。
日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について
（七戸町防災行政無線施設整備工事））を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の締結について（七戸町防災行政無線施設整備工事））は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解

及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第4号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 報告第4号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について((仮称)七戸町天間西児童センター建設工事))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の締結について((仮称)七戸町天間西児童センター建設工事))は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 議案第19号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第20号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第6 議案第20号七戸町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号七戸町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第21号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第7 議案第21号七戸町上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号七戸町上下水道事業経営審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第22号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第22号七戸町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第23号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第23号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第24号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第24号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁

償等に関する条令の一部を改正する条令についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条令の一部を改正する条令については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第25号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第25号七戸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条令の一部を改正する条令についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号七戸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条令の一部を改正する条令については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 2 6 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 2 議案第 2 6 号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 6 号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 2 7 号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 1 3 議案第 2 7 号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 7 号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第28号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第14 議案第28号七戸町財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（听 清悦君） 第4条中の公表を削りというところに、町広報紙その他適当な方法により、これを公表しなければならないとあるのですが、町のホームページで、まず広報を見ることができるようになっています。それで、ほかの議会でもタブレットとかでも予算書とか決算書、今、見れるようになっている中で、やはりホームページからその町の財政状況を知りたいといったときに、それを見れるようにしておいてくれると非常に助かるのですが、それについて検討しているのかという点を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（天間孝栄君） お答えします。

ホームページから見れる状態になっています。財政状況、決算の状況とかありますので、もし何でしたら後で、どこを入れていけば、どう見れるのかというのはお伝えできると思います。

例えば、広報に載せているのは、予算のときは予算をどう使うかというのが4月号で、決算も広報で載せてますので広報のほうを見れば、予算、決算がわかりますし、財政状況はまた別な部分で見にいけば見ることができますので、御理解をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員よろしいですか。

○4番（听 清悦君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） あとありませんか。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 第2条、天災その他避けることのできない事故により前項の時期に財政説明書を公表するときができないときは、町長は、事故のやんだときから一月以内において、その期日を定めてこれを公表しなければならない。まず、この事故のやんだというのは、これはとまったという意味ですね。ここ漢字を使った方がいいのではないですかというのが第1点。

それから、例えば、水害とか台風とか地震とかの事故のやんだ、事故というのはどういうふうを考えればいいか。これはどなたから聞いたらいいいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（天間孝栄君） これは、まず、ここの第2条の2項は今まで制定してない部分でしたので、一番最初にもありますように、その他自治体との例に倣い、いろいろな自

治体を調べてみて、この災害のとき予算、決算、財政状況を公表できないときは、どういうふうに公表するかというのを設けたほうが良いという部分で、ここを設けたものであります。

漢字についても、いろいろな町村を調べたのですけれども、この部分はひらがな部分が多かったので、よその町村に倣ってうちのほうも制定したという次第ですので、御理解をお願いします。やんだというのは、役場として公表できる状態になったというときに、速やかに公表するという形と認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番（佐々木寿夫君） わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号七戸町財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第29号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 議案第29号七戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町税条例の一部を改正する条例については、原案の

とおりの可決されました。

○日程第16 議案第30号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第30号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第31号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 議案第31号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第32号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 議案第32号七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第33号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 議案第33号第2次七戸町長期総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

11番。

○11番（松本祐一君） 10ページの国際交流の推進の中に、異文化に直接触れる海外派遣事業を推進します。30ページの2番の国際交流の推進の③、これまでの国際交流の経験と蓄積を生かして、青少年海外派遣事業を継続・推進します。ここ何年間派遣事業やってないのですけれども、字句を削除したほうがいいのではないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（金見勝弘君） お答えいたします。

国際交流事業については、現在中止状態にはあるのですが、今後段階的に英語学習等を積みながら、その後また再開することを想定して、このように表記しております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） 私が言っているのは、推進することはいいことですよね。ただ、現実にはやってないのに継続というのは、もう何年もやってないでしょう、6、7年、何年になりますかね。だから、私は何も継続という字句を削除したらいかかかと、ただ

そういうことを言っているだけで、推進するのはもちろんいいことですから。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（金見勝弘君） お答えいたします。

この計画を策定した担当課が企画調整課になるのですが、この場で、もし、適当でないということの御意見のようですので、削除が可能であれば、担当課としては削除してもよろしいのではないかと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員、よろしいですか。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

この今御質問にありました継続という文言ですが、これはあくまでも基本計画の部分に掲げているものでございます。今のこの議会での審議をお願いしているのは、基本構想の部分になるのですが、それにその基本計画もかかわってくるものでございますので、この部分については、議会の議決そのものは必要ございませんが、担当課ともう一度じっくり話し合いをしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 11番、よろしいですか。

○11番（松本祐一君） だから、私は言いたいのは、現実を直視して事業をやってほしいと、ただ一言です。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁はいいですか。

○11番（松本祐一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号第2次七戸町長期総合計画基本構想の策定については、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第34号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 議案第34号七戸町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 2点あるのですが、まず第1点は、40ページの医療の対策のところで、広域事業組合組織の公立七戸病院は、平成27年度に策定される青森県地域医療構想により、こうあるのですが、平成27年だからできているはずだということで、この青森県地域医療構想について、まず伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

この青森県地域医療構想については、青森県が策定するものでございまして、今、現在、まだ平成27年度終わってませんので、正式なものはまだできておりません。県は、今、各市村に意見書の取りまとめを行っているところでございまして、青森県地域医療構想素案、平成28年2月現在の素案でございしますが、地域の実情や患者のニーズに応じて資源の効果的かつ効率的な配置を促し、高度急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を確保するために、今、県が取りまとめをやって計画している段階でございします。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） 今の課長の答弁だと、例えば七戸病院にはどういう関係が発生しますか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

県では各県内6地域に分けておりまして、その中の一つ上十三地域では、施策の方向は自治体病院等の機能再編成による機能分化、連携の推進というふうなことでございまして、この上十三地域では、十和田市立中央病院は急性期機能の充実、圏域内自治体病院等への支援、十和田市での在宅医療の提供など、あとは三沢市立三沢病院では、がん化学療法の機能強化と回復期機能の充実・強化、在宅医療の提供、その他の自治体病院というのに七戸病院が入ってございしますが、病床規模の縮小・診療所化、回復期・慢性期機能への機能分化、十和田市立中央病院との連携体制の構築、在宅医療の提供と、こういうふうな形の目標を持ってやっていくというふうなことになってございします。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） ばあっと話されると、この頭少し混乱してくるのですが、まず、七戸病院に関して病床が削減されるということは、まずそういう計画を県が持っているということはわかりました。そして、そのための幾つかのこともあるのですが、この文

章を読むと、地域の実情を踏まえながら、病床の機能分化と連携を推進していくとともに、医療及び介護の連携を通じ、限られた資源を有効に活用し、より効率的に提供する。非常にわかったのとわからないのが、すごくいい文章であることは間違いないのですが、これは具体的に例えば、七戸病院をどういうふうにするということでしょうか。というのは、やっぱり七戸病院に対して地域の住民というのは非常に期待感を持っているし、信頼感も持っているから、これは非常に大事な病院ですから、この辺の言葉についてはこの辺は、具体的にはどういうふうになるのか、これ町長からお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

その前に平成27年度に策定されるありました。できたごとの表現ですけれども、平成27年度中、今、出ているのが素案と一つの基になる案ということで、これから6圏域ごとに、それぞれ調整会議、自治体病院ごとの調整会議をする、あるいはまた各自治体、市町村から意見の取りまとめと。ですから、これ年度を越えると成案になるのはですね。越えることとなりますので、恐らくこれは今後平成27年度というのは平成28年度になるというふうに恐らく訂正お願いをすることになると思います。

そして、七戸病院ですけれども、今、課長が説明しましたが、上十三圏域の自治体病院としてどうふうな役割分担をするのかということ、これから調整するのですけれども、県の素案では、今言ったみたいに十和田は中核的な圏域の病院になるよと。それから、三沢の病院ですね、これもかなり大きいのですけれども、いわゆるがん化学療法の機能強化と、これをまず大きく掲げて、あと十和田の病院の補完的な機能と、三沢であってもですね。

それから、当然七戸病院も急性期とか、救急の場合の中核は十和田だけれども、それを補完するよりサテライトの医療機関ということになると。そして、これから病床をどうするのかというのが調整会議でそれぞれ協議になると。これは恐らく新年度に入ってからになるだろうというふうに思います。今のところ120床です、七戸病院は、120床で36床がいわゆる回復期、地域包括ケア病棟というのを、今、実際にやっています。これは60日入院させることができると。普通は21日でもう退院させなければならないと。長期の入院が可能と。ただし、診療報酬はこれは安いということになります。

それで、これをさらに療養型ということで、もう少しふやしたいということですが、その病院の構造自体、廊下の制約があつて、これが今調査中ですけれども、現実的には廊下がもう1病棟、2病棟狭いと。ですから、普通はこれに乗っていけないのですけれども、では、片側の病室を休ませて廊下を若干広げてどうかということも、今、調査して、まだ結論が県なり国から出されていませんが、そういうことで、療養型の病院にひとつ特化をします。それで、救急的なものは基本的には十和田ということになるだろうと。これも恐らくこれからの調整会議でいろいろ議論になると思います。では、もう大変だと緊急の場合、本当に近くの病院というのも、では、そういう体制もある程度とるのか

と、これも協議になります。

ですから、肝心なのはこれからの調整会議の中で、上十三圏域で病床数、人口減少もありますし、そういったものを減らしてお互いに経営が成り立つような体制を取っていかうということで、今後議論して、それを検討しての、いわゆる地域医療構想のきちんとした成案としてまとめるということになっておりますので、もう少し時間がかかるというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（小坂義貞君） 26ページ、私は道路についてちょっと。

今、道路整備が順調に上北天間林道路が進んでいる中で、榎林から舟場線ですね、あの道路がもうかなり傷んでいる状態で、あの状態で春を迎えるわけでございますけれども、あの状態があのままでもう済むのか、さらに、まだ平成30年開通するとなれば、あの裏はますます渋滞する。そうなればいろいろな事故になる恐れもあります。現在、八甲田高校からみちのく有料道路へ行く道路、結構車がスピードを出して、多分地元の車ではないと思いますけれども、本当にあの道路を見れば、まるで高速道路を走っているような、そういうふうな雰囲気、まず使用しています。そういった意味で、あの道路をもっと整備するなり、そして事故にならないような対策を考えているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

上北縦貫道高規格道路供用に向けて、そういった近接する町道、これについては供用年度を踏まえて、これからの補修メンテナンス、いわゆる今実施している社会整備総合交付金等を活用した舗装・補修事業、これを展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番。

○2番（小坂義貞君） そういう計画があるということは、まずわかりました。

ただし、ことはなかったですけども、何年か前ですけども、先ほど言った旧八甲田高校の舟場の信号ですね、以前、何年か前に実際に死亡事故があった場所です。信号機は改善する必要がある、例えば時間差を、もう少し時間を取って改良する、信号機の停止する時間ですか、そういうのを改善するとか、そしてまた、第2点に実際に八甲田高校からみちのく有料道路へいく道路が、雪の多い時期になれば閉鎖されたことが数回ありました。その辺も防雪柵とか、いろいろなことを踏まえて、これからますます交通量がふえる路線になりますので、そういう事故、また防災、そして、そういう安全面で防雪柵を設置する考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、最初の舟場の時間差的な信号機の改良ということになると思うのですが、

これは所轄の警察、あるいは県公安委員会、これの交通の状況の判断になると思いますので、これは一応所轄警察のほうにちょっと提言、意見してみたいと思います。

次に、後平、八甲田高校の幹線道の冬季間の吹きだまり、視界不良と交通障害等多発しているということでありますけれども、援助規模からも多大な財政的なもうかなり高額なコスト、これはもう確実にかかるというのはわかっております。そういうことも踏まえて、今後検討をしていかなければならないとは思っております。

あと高規格道路、上北縦貫天間林道路区間になりますけれども、これかなり高盛土区間になると思います。そういった高盛土区間が隣接した町道になりますので、その影響等もちょっと考慮しながらちょっと検討をしてみいなとは思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 6番。

○6番（附田俊仁君） 最初のほうの40ページなのですが、医療の問題で、先般の全員協議会の中でもお話しをさせていただいたときに、町長のお話の中で、野辺地病院との連携とかというのは考えていないと、七戸病院をこのまま継続していきたいということのお話をいただいております。私もそのことについては、できれば残していきたい、できればですよ。ただ、結局2次医療の確保をしていくために、もっと大きいところで考えていくと、やっぱり医師の確保、北部、中部の上方地域の高次の医療の医師の確保というものが、まず一番に考えなければいけないこと。七戸病院がここまで、まず経営が追い込まれてきたのも、その一番の発端は厚労省の医療制度改革ではあるのですが、その次の問題として医師の不足というのが挙げられるのですよ。その医師の維持化、医師の世界というのは、また医師独特の世界がありますので、ある意味医療の体制整備がされていないところには、医師は派遣できないという、もうこの辺の地域の主要となる弘前大学の医学部が必要になるわけですが、そちらのほうでは、そういう話になっていて、七戸病院さん、若しくは野辺地病院さんをこのままで経営していくのであれば、この地域には申しわけないけれども医師はこれ以上派遣できないというのは、もう明らかに言われていることでもあります。これは私、皆さんも御存じと思いますが、非常に遺憾な話ではあるのですが、現実問題それは避けて通れない問題であると思います。

よって、今後5年後の計画を立てるに当たって、地域の住民の意向も確かにあるのですが、それを許さない現実という問題もあるものですから、いかにして効率よく、この地域の医療を確保していくかということは、痛みを伴う決断も必要になってくると思うのです。そのときにまだ条件が整っていないので、今すぐどうのこうのという話ではないのですが、今後そういうところも視野に入れて、大なたを振るべきは振るわなければいけないというふうなところを、腹をくくっていかなければいけないというふうに、私は考えているのですが、そのことについて、町長、今後この計画をやっていく上で、その辺のパイプもちゃんと残して、やっていけるものなのかどうか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、野辺地病院とのいわゆる統合の話ですけれども、もちろんかこちらからは一切出たものではありません。構想的にちょっと聞こえてくるのは、お互い大変なんだからと、いい場所を、新しい病院をつくってと、ほとんどもう現実的でないような話であります。

それから、私自身としては、七戸病院はあの場所からは絶対なくしたくないというふうに思っております、何としても存続という形でこれからそういういろいろな会議がありますけれども、臨んでいきたいと思えます。この前、田島議員からもお話がありましたとおり、医師が内科医が1人、3月いっぱいでおやめになります。これが大体見えた時点で実は、七戸病院の院長も弘前大学へ出向いて、行っている医師の派遣等、それまでは非常に私も2回ほど行きましたけれども、全くもう何しに来たのだという感じでしたけれども、やっぱり変わってきたと。いわゆる医師が1人不足という現実を踏まえて、それで4月からは1週間、1日非常勤だけれども医師の派遣というのは約束してきたということでもあります。今は2日来てますので、そういう面では一步前進と。我々も今度、医療業務課のほう、そちらの県のほうへ出向いて、1人不足ということをお願いはするという予定にしていますけれども、それぞれの病院がお互いに特長を出し合いながら、これからの人口減少、人口減少だけれども実は高齢者がふえていくと、患者自体は横ばいでいくのではないかという状況です。

ですから、お互いに経営的にその成り立つようなその方向で行こうという話し合い、我がほうとしては、交渉に臨むに当たっては、あそこからなくしないということで、交渉に臨みたいと。これは構成する中部上北、東北町の町長さんもそういう考えでありますので、その辺を大事にしながら連携をして、そして若干は病床数は減ることになるだろうと思えますけれども、それでも医師の確保と経営の継続、これは進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 6番。

○6番（附田俊仁君） 例えば、公立南部病院、南部町に新しい病院が新設で建っています。あその場合、旧の病院をどうしたかと言いますと、あそこは特老になっているのでよね、旧の病院が。それで新しい新機能をここに新しくここに移して、今まであるところを特老の施設に切りかえて、そこに医師を1名でしたか置いて、それで運営しているという形になっています。なくしてほしいのは、私も全然そのとおりなのですが、結局この地域に高次医療がないということがどういうことかと言うと、七戸病院の経営もさることながら、そこに個人病院も継げないということになるのです。個人病院は自分のところでちょっと手に負えない、自分のところの医療機器では手に負えないものについて、その上、1次医療の方は2次医療、2次から3次というふうに動くのですが、その起点となる病院があって初めて個人病院が安心して開業できるという形にもなっています。

そういうことも踏まえて考えていくと、やっぱり高次医療の病院というのは、この地域に、どうしてもなければならぬのですよ。そういう意味合いをしっかりと考えていか

ないと、結局医療の確保という大きな問題を維持していけないということになるので、ぜひ、そこはもうちょっと大きな目で見ていただいて、七戸病院が抱えている、例えば患者が来ることによってその想定外にお客さんが来るとかという、そういう2次的な副産物的なところを優先してしまって、本来持っている病院の意味というものをはき違えてしまえば、十和田市立病院みたいになってしまうのです。十和田の中央病院は結局十和田の市議会の中において、今の場所からもっと中央の利便性のいい場所に移そうという議論が、商店街から人がいなくなるという理由で今の場所に建てかえました。そのおかげで120億円の予算が160億円かかって、なおかつ患者がまだ確保に困っているという、まさに今、現実問題として彼らが抱えている問題をそのことの副産物的なことを優先したために、今の現状になっています。だから、そういう決断を我々はしていけないのですよ。

ですので、もっと本来あるべき姿、そして、七戸町にまちなかの商店会の活性化というものを連携させていければ、それはそれにこしたことはないのですが、必ずしもそうはいかないということです。そのことをちゃんと踏まえた上で物事に対していかなければいけないと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁要りますか。

○6番（附田俊仁君） 要りません。

○議長（田嶋輝雄君） はい、わかりました。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 今回の件に関連でお伺いします。

10年ぐらい前になるのですが、私も中部の議会として行った経緯があります。そのときに、すごく七戸病院があつて、広域事業組合があつて、よかつたというのを感じたのが一つと、一番私たちが行くのは、ごく普通の病気であればいろいろな開業したところに行けばいいことなので、広域事業組合というのは救急外来、これはどうしても事故とかいろいろなのがなければ、医者置きながらでも赤字経営になります。それはわかりません。だから、そのために広域事業組合ができたと思います。

ということで、新しく建てなければならないということで岩手県のほうに行ってきました。そのときに、まず、救急外来ということで別なところに、交通の密集したところではなくて郊外に建てて、そこから三日たって、良くなければまた病院に戻すという、そういうことを考えれば救急外来を扱えるということを考えれば、野辺地と組んでも救急だけは一緒と。そうでないのは離すとかという考え方もあると思うのですよ。

それで、確かに救急外来を設置すると、病院の部屋をどうのこうのではなくて、要は事故が起きたとき救急外来を扱うと。そうしたら、多分いてくれば、そのためにヘリコプターがありますと、言われれば言いようがないのだけれども、あのヘリコプターは日中だけだと私は認識しているのですよ。夜はたしか飛ばないはずですよ。そういうことを考えると、夜の救急外来を扱うのだったら、相互組んでもいいから救急外来だけ扱えるような方針も一つ必要かなと思うのですけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 当時、確かに120億円で七戸病院を建てましょうという私もいろいろ見てきました。建てなくてよかったと。建てていると今ごろは、もう大変な状況になったと思います。

それで、今、いわゆる県内六つの医療圏域、ここ上十三で最低限の救急外来、これはやっぱりやるべだと思えます。ただし、医師の体制がどうなのかということで、今、十和田を中心に研修員を何とか受け入れしてもらって、それを圏域で回してもらおうと。七戸病院として研修員の受け入れというのは、これはもう資格要件からしてだめということになります。それで、十和田でそれ一括して、それを圏域の病院で医師を回してもらおうとか、いろいろな知恵を絞って、ある程度の医師の確保対策はやりましょうと。それで最低限の救急の外来と、これは受けると。ただし、今はもういわゆる圏域一つということですから、3次までいかないけれども2次ですね、十和田でもですね。でも、ある程度ここでいうある程度高度な部分は十和田と。恐らくその辺が調整会議の中で協議になって、そして、圏域としての理想的な形というのをつくるという方向に行くと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

○10番（田嶋弘一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

12番。

○12番（田島政義君） 町長にお願いしたいのは、こういう過疎債地域支援でも、今のこの40ページの病院の問題でも、病院の問題でも町がここまで取り組むのであれば、当然、特に地域連携を今、上十三地域連携でやるのであれば、自治体病院で電子カルテをやっているのが七戸病院だけです。やっぱり地域連携にならないのですよ、片方はみな。けれども、七戸病院はこの前も言いましたけれども、外科と整形はちゃんともう予約も入れて、内科だけやってないと。それで特に内科と外科と合わないから、この前みたいに聞かれても胆石を何で七戸病院が手術できないのですかと、千曳病院を紹介されて行っただと。胆石を取らないうちに、脳卒中で死んだと。こうなれば、遺族にすれば非常に何で七戸病院に外科がありながら内科が七戸病院の外科で胆石ぐらいやる。私は中身がわからないから、ああ、そうですかと言うしか何もできないのですが、そのためにも私は、やはり今の救急の問題でも何の問題でも、やっぱり3年ぐらい行ってなければ、倉庫に行ってカルテ探して持ってくるという時代ではないわけですから、当然そのためには電子カルテか。ただ金にかかる、かからないでなくて、電子カルテをやることにして、いろいろな減る部分もあるわけですよ。そして、ドクターの腕でクラークを採用すれば、国からお金も来ることですから、余りここでは中部上北の問題ですから。この過疎債で自立支援であれば、七戸病院は管理者のおかげでほとんど、どこにも負けないくらいの検査の機械はデジタル化で入っています。七戸病院は。ですからあとは医者の方です。

どうにも町長も恐らく何もできないと思うのですが、医者の方の問題だと思うのです。

が、合わなくて。ですから、ある医者が、いやいや、弘大と縁を切ったらいいのでは。そうすそうすれば自治医大から六ヶ所みたいにいっぱい来ますよ。どんどんどんどん。六ヶ所は6人ぐらいいるそうですから、診療所に。

ですから、そういうので我々は長年のあれからいって、弘大とは縁を切るわけにはいかないでしょうから、だけでも知事が、県が大なたを振るってもらって、やはりドクターの受け入れをちゃんとしてもらえれば、自治医大からは七戸からも行っている人もいるし、七戸からも天間林もドクターになっている方がいっぱいいます。ですから環境さえそろえてもらって、町がやっぱり強くアピールしてもらえればと、何とか町長、頑張ってドクターの獲得と、あるいは電子カルテ化で地域連携をきちっとやれるようなあれをしていただきたいと思います。

特に十和田病院へ行くと、すぐ地域連携室にいけば、もうフロッピー持っていけば全部案内してくれるし、うちはそういうのがないものですから、ちょっとできないんですね。その辺も自立支援が、過疎債があるのであれば、町でも応分の負担をしていただいて、そういうのを早くやって町民のやはり生活とか病気に対して、医療に対して安心して住める町にしてほしいと要望しておきます。

○議長（田嶋輝雄君） 次にありませんか。

13番。

○13番（中村正彦君） 46ページの史跡二ツ森貝塚展示資料館、これはどういう規模で貝塚の遺跡の中なのか、この点について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） お答えいたします。

この二ツ森貝塚の展示資料館建設実施事業ということですが、まだ具体的にはどういうふうな規模とか、そういうことはないのですけれども、ただ、やはり世界遺産を目指す上では、この資料館というものもなければならぬということで、この過疎計画の中で盛って、何とかその建設に向けた検討委員会を立ち上げたりしながら、どういうふうなものにしていくのかということで、こちらのほうに計画として入れてございます。

ただし、一つ条件がありますのは、国の指定にかかっているところには、そういうふうな資料館は建てられませんので、史跡の外側というふうなことにはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 13番議員、よろしいですか。

13番。

○13番（中村正彦君） 年次計画で見れば大体2億円予算見えますけれども、2億円と言えば相当な建物になると思うのですけれども、それは町長、大体どこら辺に建てるというふうな感じもない、その辺。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

構成する18から16になったと。どこへ行っても普通はその近くに出土品というか、そういったものの展示というのはされているし、最低限の説明というのはされています。ところが二ツ森貝塚にはプレハブで若干のパネルとか、そういったものの説明というのは今始めましたけれども、ちょっとそういった面では弱いと。ただ、遺跡自体は非常に貴重なものということですが、そこで、これを何とかしたいというふうに思っています。まだ、これはあそこに学校ともというのも、実はまだ、これなかなか言及できるものではないのですけれども、そういうのも視野に入っていますが、あそこに教員住宅が二つあります。あそこで最低限できないかということで、この間ちょっと調べてもらいました。よければ二つ使って、とりあえずはそういったものをできないかということですが、やっぱり古過ぎるということで、使うとなるともう壊して新しく建てたほうがいいということで、ちょっと断念しました。とりあえずは中央公民館、最低限ここ2階を改修して、そして、主要なその辺の展示をしたいというふうに思いますが、いかんせんちょっと遠いと。それでも西野よりもはるかにいいのですけれども、よく見に来る人があると、見たいと言うのだけれども、文化交流センターというところにあるのということで、ほとんど行かないと。あるいはまた1人、2人でもなかなか開ける体制になってないと。最低限そこでやって今後ちょうど東小学校、あの近辺が場所的にあの中そのものはだめと、今そういうことですから、いいのではないかと考えております。

そういった、さっきのそれも視野に入れながら、だめであれば場所的にああいう教員住宅とか、ああいったものを壊してある程度のそういった展示する、紹介する場所というのは設置しないと構成資産としてはちょっと落ち過ぎるというふうに思っていますので、一応そういうふうなことを念頭に置いております。

○議長（田嶋輝雄君） 13番議員、よろしいですか。

○13番（中村正彦君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 2番。

○2番（小坂義貞君） 今の13番議員の関連ですけれども、きのうも室長からいろいろな説明がありましたけれども、私はお尋ねというか土地を購入、ことしは2件ですか、となれば、その購入された移転というか、その方はどちらに行くのか、実は町外になれば人口減少という感じになりますけれども、私はできればその集落にかわりの土地を準備して、その住民をその集落から出ないようにすれば、その分を集落の人口が減らないということになるし、私は世帯対策も、とにかくしなれば、なった時点で人口が集落がもうなくなったとなれば移転して、そうなれば半々ですね、そういった意味で集落にやっぱり残ってほしいというふうな感じで、私はその区域外に代替地を用意して、その住民にいつでもらうと。

そして、また、今、どこまで、農地の買収はきのうで7件ですか、用地買収予定ということになれば、あの集落は何家族か何軒いるか私もはっきりわかりませんが、そういうふうになればもう人口減少のところでない、いる場所がなくなると私は考えて、農地

はいいですけれども宅地だけは代替地を準備できないものかお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） お答えいたします。

まず、一つ目の買い上げをした方がどこかに区域を設けて、そこに入るようにしたらいいのではないかということなのですが、これにつきましては、国の補助事業というのが入ってきます。それはあくまでもその個人の方に建物の移転補償費であり、土地代として入りますので、役場のほうとして個人の方にどこどこに入ってくださいとか、そういうふうなことは考えておりませんし、もし、それをやるとなるとまたいろいろ大変なことになるのではないかと、このように思っております。ですから、今のところは、その買い上げをする方々に入っていたための分は分譲地と言いますか、そういうことは考えておりません。

2点目の過疎になるのではないかとということでございますけれども、土地の買い上げの基本は、あくまでもその文化財の保護でございますので、史跡になったからといって、そこから出なければならぬということは一切ありません。そのままで生活をさせていただくというのが大原則になります。

昨日も申し上げましたけれども、長芋とかそういうもので遺跡を壊している場合は、これはもう文化財としては残さなければならないということで、買い上げの優先順位としては、そこを1番にしたいと思えます。2番目として、自分の家が古くなったのでその家を新しく建てたいという場合が出てくれば、国の史跡になっておりますので、青森県の教育委員会と文化庁とで協議をして、どういうふうにしたらいいかということで協議をします。その中で、やはり文化庁のほうから何とか買い上げでお願いできないかといった場合には、買い上げということで国からの補助金をもらいながらお願いして、行ってもらうわけですが、できるだけ私たちも地元に住んでもらうようにお願いしたいと思っております。

買い上げの優先順位の3番目は、空き家があります。今、現在3軒の空き家があるので、これはもう実際に東京のほうに行ったりしておりますので、そこは買い上げとしては優先順位を非常に下がってくると。ともかく長芋とか、文化財を破壊するといいますか壊すような行為のところは買い上げをしていくということでありまして、過疎になるということはなく、世界遺産になったから、そこからいなくなるということはございませんので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番。

○6番（附田俊仁君） まず、一つ苦言です。この平成28年度から平成32年までの5年計画の過疎計画、これは全員協議会を出してほしかったなど、まず、いふことの苦言を申し上げておきます。3回で終われる内容ではなくて、問題が山積みなのでちょっとこれ

今の議案で上がっているのですが、しょうがないのですが、その部分はちょっとを苦言を呈しておきます。

内容ですが、42ページの教育振興のところです。教育長にお伺いしますが、以前学校の規模適正化委員会を立ち上げて、今の天間林中学校の設立、統合というまた話になったのですが、これというのはまだ生きているものなのかどうか。実際の天間林地区のほうでは、天間東と西のその子どもの数というのも激減、私が議員になった当初10年前ですが、それからでももう3分の2程度に落ちています。今後もその傾向は変わらない状況で、そのために今さまざまな手法、手を凝らして、例えば基本構想だったり、この自立化の促進計画だったりというもので、何とかそれに歯どめをかけようとしています、いかにせん子ども側の成長というのは早いもので、どんどんどんどん卒業していくというのは現実です。

だから早急に規模の適正化というものを図っていかなければならないし、その計画のいかんによっては、先ほど町長がおっしゃったような空き地の利用というか、その先の利用の方法というものの計画にも当然のごとく影響を及ぼしてくると思うのですが、その適正化委員会で小学校の規模の状況を平成28年でやっていく考えはないかどうか、そこだけ1点伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

天間林中学校に当たっての適正化委員会は解散いたしました。そして、東小学校、西小学校の件に関しましては、町長のほうで幾つかの場面で、当面4校でいきたいという考えがあるので、平成28年度に適正化委員会を立ち上げるという計画は、今のところございません。

○議長（田嶋輝雄君） 次にありませんか。

15番。

○15番（三上正二君） 23ページ、オの地域産業おこしと地場産業の①のところ、ちょっとこれ、きのうの委員会でもそうだし、この前の案件の10カ年計画のつじつまが合わないのです、どう解釈すればいいのか。というのは、何だかと言うと加工品等の研究・開発を強力に推進するため、加工施設の充実・機械整備を行い、新たな産業を目指すと、これが今の過疎計画のこれ5カ年のやつなのです。これからこの文言から言うと、町そのもので加工施設の充実・機械整備を行い産業をおこしますということになるのだよ。ところが、きのうの委員会ときは、これはあくまでも研究開発のために使うものですという加工施設をね、そういうことになっているのですよ。その議案の前の長期総合ビジョンのところにあると、基本計画の案の中では、新しい農林畜産物加工品の創出を支援しますとなっているのです。支援しますと充実を整備しますと意味は違うでしょう、機械の整備というのは、今の過疎計画の中では町そのもので機械があつて、そういう産業を創出しますというのだから、あそこで今の左組だかどこだかわからないけれども、新たなの

かわからないけれども、あたかも機械を整備して町そのもので一般の農家でもどんどんして、やらせませすという意味にとれるのだけれども、その辺はどうなのですか。つじつま合いません。この予算委員会なり、この10カ年の長期計画と今のこの計画というのは、言っていることはわかるかな。きのうの話の中で意味が全然違ってくるから。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 農産物を商材とした加工品等の研究開発、これを進めていくということで、いわゆるそれにかかる施設の充実・機械等を整備すると、別に何もこれで。産業を目指すのは当然試験研究をやりながら、よかれと思うものについては、しかるべき産業化に向けて、これは当然別物になると思いますけれども、ただ、研究開発それについては、こういう整備を進めながら、これを目指していくよということでもいいと思いますけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 15番。

○15番（三上正二君） 私が言っているのは、きのうの予算委員会の中で、これから予算のときに何か行われるのだけれども、そのときには今ある形のものを整備してやるというふうに私はとらえたのです。実際この予算書の中では、そのために機械を整備するのだから、それはいいのだけれども、その流れを受けた形の中で加工設備の充実・機械整備を行う、これもいいのです。でも、その形になったときには、この使う形をどんどん整備して新しいものでもやっていくのだったら、それを使う相手は商売を事業としてやる人の、それとも開発研究する人たちの境ぐらいのところまでの、それを聞いているのですよ。言っていることはわかりますか。ただ、私のとらえ方が悪いのかどうかかわからないけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 加工研修施設はあくまでの加工開発を目指しております。その中の施設を整備するという事は前回もお話ししております。この新たな産業を目指すということは、研究開発をその加工施設で行った人が、いい商品ができたなら自分たちで拡大してやればいい話で、自分のお金で拡大して新たな産業を興すという意味でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

○15番（三上正二君） はい、わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） あとありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号七戸町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第35号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第21 議案第35号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第36号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第22 議案第36号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第37号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 議案第37号工事請負変更契約の締結について（和田下橋橋梁補修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号工事請負変更契約の締結について（和田下橋橋梁補修工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第39号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第24 議案第39号十和田地区食肉処理事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号十和田地区食肉処理事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第25 議案第1号平成27年度七戸町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款1項1目個人から、15ページ、13款3項2目民生費委託金まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、15ページ、14款1項1目民生費負担金から、18ページ、20款1項5目民生債まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

19ページ、1款1項1目議会費から、25ページ、2款5項2目指定統計費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、25ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、32ページ、4款2項3目下水処理費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、32ページ、6款1項1目農業委員会費から、37ページ、7款1項7目公園管理費まで発言を許します。

11番。

○11番(松本祐一君) 36ページの4目の商店街活性化推進費の中で、まちなか丸ごと元気事業費補助金は120万円の減額になっておりますが、その内訳をお知らせいただければと思います。

○議長(田嶋輝雄君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田敬吾君) お答えします。

当初予算で240万円計上していましたが、まちなかの活性化に伴う事業で、イベント等のソフト的な事業が87万円、あと153万円が商店街の活性化ということで、空き店舗対策ということで、まちの駅の事業を計画して当初予算計上しましたけれども、平成26

年度の国の補正予算で先行型の事業の交付金が、そちらのほうが採択になりましたので、この分は減額ということで、まず、交付金のほうの対象外の費用に関しては、こちらのほうから支出しております。よって、残った金額の120万円を今回補正予算で減額ということになります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） 補助金の減額の中身はわかりました。ということで、商店街活性化ですから、商店会ではポイントカードとして絵馬カードを発行しております。何とかやっているのですけれども、このとおり今、町では七戸町が主体となってカードを発行者となってナナカード、ポイントカードをやっております。私はこの方向は正しいと思いますよ、ポイントカードを発行してやると。ただ、民間のあれである商店会にバッティングする、あるいは抑制抑圧みたいな感じをするのは、今の時代、民間の事業者に委託したり指定管理している時代に、私は個人的にはいかなものかなと思っております。幸いに、この前の2月の16日の地域観光フォーラム、山田桂一郎さんが主催した観光フォーラムで町長がパネラーとして壇上に上がりこう発言「ポイントカードの統一化、統合化を図りたい。」とおっしゃったはずですよ。そのことには間違いありませんよね。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 間違いございません。それで小さい商店街と、それが二通りのこういったカードなり、そういったものでやっていくというのは、どっちにとってもやっぱりよくないというふうに思いますし、ナナカードについて後々の情報も後で利用できるということで、今、統合をやったらどうかということで検討をさせております。見通しであれば、まずいけるのではないかということになってくれば、絵馬カードとナナカードを一緒にして、そうするとかなりメリットも広がるというふうに思います。その辺、まず、今よく試算をしている段階ということです。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） よくわかりました。ぜひ前向きに統一化、統合化していただければと思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） あとありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、38ページ、8款1項1目土木総務費から、41ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、41ページ、10款1項1目教育委員会費から、51ページ、13款2項12下水道事業債償還基金費まで発言を許します。

12番。

○12番（田島政義君） 49ページ、スポーツ大会等補助金のあれに関連しまして、きのう町長から指定管理についての答弁をいただきました。その中の町長の答弁の中で、どうしても私なりに納得できない部分があったと。それは町の行革で指定管理を出さない。そして平成25年から1年かけて平成26年の4月に指定管理を受けるということで準備させて、職員が3人体制で今一生懸命頑張って、向けて書類をつくり町長も提案して、今議会で否決された。理由はよくわからないのですが、その時点で倫理規制をつくるか、それをつくらないという中で、町長のきのうの答弁の中で、平成26年の再任用の問題があった。それから考えて町の再任用の職員のことも大事にしなければならないので、指定管理は出さないと、体育施設についてはという答弁なのですよ。

そうすると、平成26年の4月に向けて1年もかけて準備させ、県の認可を受け、いろいろな地域のNPOの視察から何から全部準備していて、今までその3年間、今回の私が質問しなければわからない状況、それがあえて質問したのは、はっきり指定管理するものかしないものなのかよくわからなかったものですから、だからちゃんとして形でやっぱり答弁をいただかないと、体協としても総会で、こういうわけで、今度NPOを解散しますとかという場合でも、理由がわからないわけです。でも、町長がそういう一言を再任用を大事にして、そういうことで再任用のことを考えると、指定管理は体育施設には出さないということであれば、今までの体協の臨時職員たちは「何なのよ」ということになりますので、そのところについて、その再任用を優先的にするために出さないというのは、それはそうではなくて、話し方があると思うのですよ。そうすると私も、総会でも役員会でも、それから体協も会議ありますから報告しなければならない、私の立場で。そのときに町長の答弁は再任用を大事にするのでスポーツ関係については出さないというのは、今まではどうでもよかったのかとなれば、私も困るものですから、その辺をもう少し優しく答弁をしていただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

幾つかの理由というのはあります。再任用というのは実は平成26年からぼちぼち始めました。それまでは全くの情報が実はなかったということです。そしたら、7、8といういうことで、かなりの手挙げがあった。この働き場の確保というのは、これはもう拒否はできないということですから、優先的に検討していかなければならないということもあります。

それから、同じころに七戸の例えば体育館を耐震診断したら、震度6で倒壊の危機があると。非常にIS値というのが非常に低いということもあります。そうすると、そういったものを全く維持管理、運営といったものを一つの民間団体ということになりますから、任せていいのかと。それはやはり町の責任で、これはいろいろその対策対応、あるいはまた使用というのは進めていかなければならないだろうということもありました。

それから、議会で議決したのが平成26年の3月議会です。7、8、もう2年になりま

す。それで問題がないということで提案をしました。確かに十和田市なんかは体協が指定管理受けております。あちらは一般財団法人ということですが、だけでも我が方は問題がないのだけでも議会の否決という、これより重大な事実がありました。何なのかと、私なりにもいろいろ議員の方々からもお伺いをしました。複合的にいろいろ問題があるということで、このまま同じ形では出せないと。私は総合的にそういう判断をして今まで来ました。

その間、実は田島会長さんからお話があったのは、いわゆる会長の交代と。今まで2回ぐらいそのチャンスというか、その時期というのは、去年の5月か6月の総会の時点でやめるかもしれないと。課長がかわればこれは提案できると。実はあのときの議員の方々の否決した反対討論等を見た感じでは、そういう内容でありました。

それから、60周年があるよと、じゃそこまで頑張っただけでやっただけでいいでしょうという実は会話もしてました。60周年の式典が終わった時点で待っていても、もちろん会長の交代もなかったということで、そうこうしているうちに、もう2年経って、じゃどうなっていくのと、いわゆる再任用ということもありますし、そうすると、何というかもう少し、やっぱり会長の交代というその体制には体協はなっていないということもあります。

そうすると、ここら辺でやっぱり一端リセットしないといつまでこういう曖昧な状態で進むということもできないと。ですから、まず、とりあえず一旦リセットしてと、それでこれからは状況の変化等も恐らくある思いますし、体育館等もこれからどうするのか、いろいろ検討をしていくと。恐らく新しく建てたいとは思っておりますけれども、そういう方向をつけながら、それで状況が変わるのを待ちながらと。それで、とりあえずはここで一反再任用のこともありますし、安全の面もあります。それから今までの会話のやり取りの、そういった結果でなかなかそれが実現しないと、そういったこともあります。ですから、そういうのを判断して、そうすると、とりあえずは町直営でやっていくというふうにしていきたいと。

ただし、今、職員のこともありました。そうすると例えばプールの関係どうするのと、これも朝から夜までと、なかなか職員対応はできないと、そうすると近隣の状況を見たり、いろいろ調べてそれなりのところに管理委託しなければならないと。その辺は職員対応は誠意を持って、これは進めていかなければならないというふうに思っておりますので、いろいろあろうかと思いますが、とりあえずそういう状況で決断をして、きのうはああいうふうに答弁をしましたので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 12番。

○12番（田島政義君） 大変優しく言ってもらいましたけれども、ただ、長期総合計画の中には、9ページに、生涯スポーツの振興について、町はスポーツ少年団や体協とのスポーツ団体の支援体制を強化していくと、こういうのもうたっているわけです。ただ、きのうのままだと、やっぱり私も長としてはちょっと腑に落ちないと。今みたいに職員のこといろいろ考えて対応していきたいというものがあれば、やりたいと。

もう一つは、町長が理事長で指定管理は議会は同意しているわけです。おかしい話ではないですか。議員は長だとだめで、町長が指定管理を出すと、こういう議会もおかしいです。私は非常に思っています、それは。だから言わせていただきたい、議員はだめで町長はいいという、そういう指定、だから私は倫理規定をつくれと、議員はそういう長はやれないとやればいい、町内会長にしろ、いろいろな団体にしろ、そういう倫理規定をつくれば、何の問題なくすんなりいくわけです。町長も困らないで済むわけだ。だから、私はいつでもつぐれば、いつでもやめますよと町内会長も体協も、こういう話をしているわけですから。ですから、そういう規定を議会もつくってもらえれば、一番いいわけです。ただ、それについては皆さん恐らく同意しないでしょう、いろいろやっていますから。

ですから、そういうみんなが別に体協であるとか、何の団体であれ、長やったって別にボランティアですから、給料をもらっているわけでもないし、そういうことをよく理解していただきたいと。私も町長言ったとおり長くやるつもりもありませんので、ただ、何でと言うと、やはり言わせてもらえればついでに、やはり軌道に乗らしてから1回も受けないで、私と今の体制だと不安だということです。多額の町に財政とかいろいろな予算をいただいて運営するためには。ですから、1回、1年でも2年でも現体制でやってみて、それでよければ次の会長、もう決まっていますから名前もみんな。ですから、それでやろうということでしたので、その辺リセットであれば、また私やめてからでも、どうぞまたその辺を考えていただければと。職員のことにはよろしくお願ひしたい。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 別に一つだけ、議員がだめだからだめということではないと、これだけは今までも言ってきました。それから、町長が理事長というのはローズカントリーなのです。実は美術館、私、これはいわゆる利益相反行為ということで、美術館の理事は辞職しました。今もその辞職に向けた手続しております。やはり出す側と補助金を受ける側というのは一緒だとよくないということで、今、これは変更の手続をしておりますので、その辺はひとつ、もうちょっと御理解いただきたいと思ひます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

○12番（田島政義君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

6番。

○6番（附田俊仁君） 42ページの10款の20節食物アレルギーの指導管理の援助費が20万円ほど削られているのですが、これは最終的な調整という意味でしょうか。

あともう一つ、6目の7節の賃金のところですけども、臨時職員の300万円削られているのですが、これは1名退職されたのですか。補充とかの考えはなかったのかなというところの確認です。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

まず、食物アレルギーの件ですが、これは学校給食等の問題もございまして、新しく入る子どもさんたちも含め、病院から管理指導書という証明書みたいな、何に対してアレルギーがあるかというものの証明書をもろうためにお金がかかるわけです。それに対して町では最高上限で3,000円の補助をしておりますが、それが年度末に至って大体見えてきたので、その分20万円減額したということでございます。

それから、臨時教員のほうですが、これは平成26年度3名採用しておりました。平成27年度には1名増員して4名ということにしておりましたが、予算編成の段階でまだどういう方が採用になるかというのが不明でございましたので、ある程度高めの給料で見た関係で、今回300万円の減額ということになりましたので、1人減ったとか、そういうことではございません。

○議長（田嶋輝雄君） 6番議員よろしいですか。

○6番（附田俊仁君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） あとありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入、歳出全般にわたり発言を許します。

11番。

○11番（松本祐一君） 21ページの七戸町定住促進というところで、移住して景気を図っていただきたいという観点から質問いたします。

この前も話になっているのですがけれども、3月6日の東奥日報の新聞でアメ横で映像を流したと。中村議員と雑談ですけれども、町長やる気があるなという感じで意欲があるなという、そこまでやるのだということで評価していたわけですがけれども、この事業は継続的にやるのでしょうか。それともう1点、その画像を我々も見れるのでしょうか、見たいのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

この事業は平成27年度の地方創生先行型、この交付金を使って平成28年度に繰り越しし実施したものです。

内容なのですが、移住者をどんどん町のほうへ受け入れるためのそういう動画、10分程度のものとか、それからダイジェスト版の少し短いもの、それらを例えば1分程度のものとかを作成して、今回アメ横のほうでは1分ものの動画を1週間流してきたということでございます。これを見れるのかということですが、一応町のホームページなんかにも見れるようにするようしておりますので、一般の方でも見れるようにしております。

継続につきましては、この一応事業を終了して何本か動画を撮りましたので、これを今度は使った形でやっていくと、いろいろなPRをしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） せっかくこんなに職員の人が出張してまで意欲的にやっている事業ですから、私は補正でもつけてもやってほしいと思うのですよ。こんないい事業みんな褒めているでしょう。悪く言っている人は誰もいないはずですよ。だからでき得れば継続してやってほしいなど。

その動画ですけれども、1分間の動画になるのですか。こちらは10分だけでも、さっきは1分と聞こえたけれども。ダイジェスト版は見れるのですね、パソコンで。はい、わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁求めますか。

○11番（松本祐一君） その継続のことだけお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

継続というのは、アメ横とかそういうところへ行って、この間みたいな形での事業を転移するかということでしょうか。平成28年度の予算にはちょっと計上できませんでした。そういう行ってPRするということはできませんでしたが、今、何本かもう動画ができておりますので、それらを使って今後またどういうふうにしたいか、前向きに一度考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員、よろしいですか。

○11番（松本祐一君） 町長をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 行った職員勝田君ですけれども、かなり反響があるということで、その辺改めて、これはRAB開発が担当してますので、継続している。その辺の評価も聞きながら、せっかくのですからまだ物もあるということで、継続していきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成27年度七戸町一般会計補正予算（第6号）は原案の

とおりの可決されました。

○日程第26 議案第2号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第26 議案第2号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第3号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第27 議案第3号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第28 議案第4号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第28 議案第4号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第29 議案第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第29 議案第5号平成27年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号平成27年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第30 議案第6号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第30 議案第6号平成27年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成27年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第31 議案第7号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第31 議案第7号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第32 議案第8号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第32 議案第8号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第33 議案第9号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第33 議案第9号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第34 議案第10号から議案第18号まで

○議長（田嶋輝雄君） 日程第34 議案第10号平成28年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成28年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたします。

本件9件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（岡村茂雄君） 審査の結果の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第10号平成28年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成28年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月8日と3月9日の2日間におたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告しますので、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号平成28年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成28年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成28年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成28年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

お昼になりましたけれども、続行してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、議案第15号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いた

しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成28年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成28年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。附田教育委員長は退席をお願いします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第35 議案第38号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第35 議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時06分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程第1 報告第5号

○議長（田嶋輝雄君） 次に、追加案件に入ります。

報告第5号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）の追加提出案件の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは提出いたしました全議案を原案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、追加提案の概要について御説明いたします。

報告第5号公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成27年12月29日、七戸十和田駅南臨時駐車場で除雪中に、駐車中の車両と接触した事故について、相手方の車両の修理費を全額支払うことで和解が成立したので、この

額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

以上、追加提案させていただきますので、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） これより、質疑に入ります。

追加日程第1 報告第5号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって平成28年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 0時09分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成28年3月10日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員